複式簿記の基本を学ぶコースです　第43回

青色複式簿記講座 秋季

10月7日(金) 開講

こんな方に…
- 簿記のしくみ・基礎知識を学びたい
- 仕訳のしかた・決算までの流れを理解したい
- 複式簿記で記帳して、青色申告特別控除65万円を受けたい　※簿記検定の試験対策講座ではありません

開催要項

期　間　10月7日(金)～11月8日(火) 10時～12時　毎週火曜日・金曜日の全10回
会　場　青色会館4階（小田原市宮会館近く：旧合同庁舎）
　　※保育は1室上部の城跡をご参照ください
講　師　東京地方税理士会小田原支部　竹内愛彦税理士
受講料　会員6,000円／会員以外の方8,000円（テキスト代込）
持ち物　筆記用具／電卓／受講料（初回当日）
定　員　30名（注意になり次第締切らせていただきます）
※会費の記事書が手数のため、公共交通機関でご参加ください。お車でお越しの場合は近隣の駐車場をご利用ください。　主催：公益社団法人小田原青色申告会

お申込み締切 10月5日(水)

お申込み　TEL 0465-24-2614　FAX 0465-24-3688
E-mail soudan@aoiro-odawara.com

記帳支援事業（公益目的事業）

記帳処理サービスをご存知ですか？

経理に不安のある方へ

毎月の伝票受付から、決算申告まで、完全予約制。だから安心・便利です。

記帳処理サービスは、専属の担当者が付き、節税効果の高い青色申告特別控除65万円が適用されるシステムです。会計の負担を軽減しながら、自計化をサポートいたしますので、是非ご検討ください。

お問い合わせ
TEL 0465-24-2614(事業課)
※税理士関係の方はご遠慮ください

税のカレンダー

納期限を守りましょう！　口座振替を利用しましょう！

○国民健康保険料(税)の納期限
【第4期分】小田原市・南足柄市・大井町・山北町・
　開成町・箱根町・湯河原町……9月30日(金)
【第5期分】松田町……9月30日(金)
【第6期分】真鶴町……9月30日(金)
○後期高齢者医療保険料(普通徴収)
【9月分】小田原市……9月30日(金)
【第3期分】南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・
　開成町・箱根町・真鶴町・湯河原町……9月30日(金)
○介護保険料の納期限
【9月分】小田原市……9月30日(金)
【第3期分】中井町・大井町・松田町・山北町……9月30日(金)
【第4期分】南足柄市・開成町・箱根町・湯河原町……9月30日(金)
【第6期分】真鶴町……9月30日(金)
○固定資産税の納期限
【第3期分】南足柄市・箱根町……9月30日(金)

マイナンバーカード 身分証明書としての取扱いについて　政府広報マイナンバーまるわかりガイド より

マイナンバーの「通知カード」

✕ 身分証明書として利用できない

マイナンバー（個人番号）の確認は可能ですが、身分証明書として使用することはできません。

マイナンバーカード（個人番号カード）

部写真付きの表面は、身分証明書に

ICチップの電子証明書は、様々なサービスに

マイナンバーは、社会保障・税・災害対策の行政手続に

【カードの有効期限は20歳以上は10年、20歳未満は5年
【発行手数料】初回は無料です。

○ 身分証明書として利用できる

マイナンバーの提示と本人確認が、これ1枚で完結！

通知カードだけで手続を行う場合は、その他に身分証の準備が必要です。
※表面は、口座開設、パスポートの発給など、様々な場面で身分証明にも！

e-Taxなどの電子申請が可能、コンビニで住民票の写しが取れる

電子証明書などICチップはマイナンバーカードの活用も可能で、便利な機能が広がる予定です。

マイナンバーの詳細はこちら
総務省 マイナンバー総合フリーダイヤル
0120-95-0178
平日9時30分～20時00分
土日祝9時30分～17時30分（年末年始を除く）

Q. マイナンバーカードはいつ受け取れますか？
マイナンバーカード交付計画に基づく交付通知書送付完了時期が公表されています。交付通知書の発送完了日の見込みを知りたい方は総務省のホームページをご確認ください。
http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/index.html#gaiyou

神奈川県下の あおいろ優待サービス

横浜・八景島シーパラダイス

会員特典　施設割引券

海と島と生きものの テーマパーク！

水族館・遊園地・ショッピングモール・レストラン・ホテルマリーナなどを含む複合型レジャー施設です。
URL http://www.seaparadise.co.jp/

施設割引利用　ワンテーパス アクアリワーツパス＋プレジャーランドパス

4月1日～11月30日、2017年3月1日～31日

大人・高校生：5050円 ▶ 優待料金：4400円
小・中学生　：3600円 ▶ 優待料金：3200円
幼児（4歳以上）：2050円 ▶ 優待料金：1800円
シニア（65歳以上）：3600円 ▶ 優待料金：3200円

詳しい優待内容はホームページにて >>> http://aoiro-kanagawaken.or.jp/service/place/category/play/

工事のお知らせ

青色会館1階電算室の拡張工事を実施します。
期間：9月中旬まで
工事期間中、工事作業音や振動音が発生する場合があります。皆様にはご迷惑をお掛けいたします が、何卒ご理解ご協力の程お願い申し上げます。

県税事務所からのお知らせ　「ニセ税務職員」にご注意を

税務職員等を装い、次のような不審な電話が発生しています。
- ●ご本人やご家族の収入、銀行口座、携帯電話番号、家族構成や法人の現況などを聞き出そうとする事例
- ●税金を滞納すると称して、キャッシュカードと携帯電話を持ってATM（現金自動預け払い機）へ行くように指示される事例
- ●滞納かない方の所へ、税金を徴収に行くと言われた事例
- ●自動車税の還付があると称して、直接自宅を訪れるという事例

県税事務所では、税金の納付のために金融機関の口座を指定して振り込みを求めることや、還付金の受け取りのためにATMの操作を求めることはありません。

☆被害に遭わないために
県税事務所では、ご提出いただいた申告書類などの内容確認や、納税の催告のために納税者などに電話をする場合がありますが、不審に感じられた場合は、即答せず、所属事務所名と電話番号、名前をフルネームで確認し、電話をいったん切って、相手が言った番号へは電話をせず、下記の電話番号へお問い合わせください。
ご家族の方が問い合わせを受けられた場合も同様に、即答せず、電話をいったん切って、ご本人とご相談ください。
ATMの操作を持ちかけられた場合は、併せて警察にその旨を連絡してください。

◇問い合わせ先
小田原県税事務所　管理課 管理第一班　TEL0465-32-8000㈹

小田原税務署からのお知らせ

消費税の届出はお済みですか？

消費税課税事業者届出書

新たに消費税の課税事業者となった方が提出する届出書です。
基準期間の課税売上高が1,000万円を超えるか、特定期間の課税売上高等が1,000万円を超える事業者の方は、消費税の課税事業者となります。
平成27年分の課税売上高が1,000万円を超えた方、平成28年1月1日から6月30日までの課税売上高等が1,000万円を超えた方は、平成29年分において消費税の課税事業者となります。
平成27年分の申告書や、上半期の帳簿等を確認し、課税売上高が1,000万円を超えている方で、まだ消費税課税事業者届出書を提出していない方は、お早めに届出書を提出してください。
※既にこの届出を提出している方は、引き続いて課税事業者である限り、再度提出する必要はありません。

消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書

消費税の課税事業者であったが、基準期間における課税売上高が1,000万円以下となった場合に、納税義務者でなくなることから、提出する届出書です。
消費税の課税事業者で、平成27年分の課税売上高が1,000万円以下の方は、平成29年分の消費税について納税義務者でなくなりますので、平成27年分の申告書等を確認し、該当する方は、お早めに届出書を提出してください。
※「消費税の課税事業者の選択届出書」を提出している方は、この届出書を提出する必要はありません。選択をやめようとする場合は、「消費税課税事業者選択不適用届出書」の提出が必要です。

税に関する情報は国税庁ホームページへアクセス
www.nta.go.jp

ご予約はお早めにどうぞ。

会員限定 無料相談
要ご予約
TEL 24-2612

弁護士の **法律** 相談会 10時～12時
9月16日(金)
10月4日(火)
10月21日(金)

弁護士の **相続** 相談会 10時～12時
9月21日(水)
10月19日(水)

税理士の **税** 相談会 14時～16時
9月15日(木)
10月20日(木)

社労士の **年金** 相談会 10時～12時
9月13日(火)
10月11日(火)

不動産コンサルタントの **不動産** 相談会 10時～12時
9月29日(木)
10月27日(木)

日本政策金融公庫の **融資** 相談会 10時～12時
10月5日(水)

経営コンサルタントの **経営** 相談会 日時応談
TEL 24-2614

会場：納税者センター・青色会館

ご注意　同一の内容のご相談は重ねてできませんので予めご了承ください

編集長後記　足元の草むらから虫たちの声が聞こえる季節となりました。9月号では、平成28年分の確定申告書からマイナンバーの記載が必要となったことを受け「身近